

計算書類に対する注記（法人全体用）

平成30年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 藤井寺市社会福祉協議会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当する事項はない。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 総平均法に基づく原価法
- (2) 棚卸資産の評価方法 ①貯蔵品
最終仕入原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法 定額法
- (4) 引当金の計上基準 ①退職給付引当金
全国社会福祉団体退職共済制度に基づく当期末要支給額を計上
②賞与引当金
給与規程に基づく賞与支給基準による夏期賞与支給額のうち当期対応分を計上
- (5) 消費税等の会計処理 税込方式

3. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する退職共済制度を採用している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）は省略
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）は、当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - 1. 法人運営拠点（社会福祉事業）
 - 「法人運営管理事業」
 - 「善意銀行事業」
 - 「基金運営事業」
 - 「共同募金配分金事業」
 - 「地域福祉活動総合支援事業」
 - 「小地域ネットワーク活動推進事業」
 - 「福祉サービス利用援助事業」
 - 「資金貸付事業」
 - 「人材育成受託事業」
 - 「福社会館運営受託事業」
 - 「総合相談窓口設置受託事業」
 - 2. 介護保険事業等拠点（社会福祉事業）
 - 「訪問介護事業」
 - 「居宅介護受託等事業」
 - 「身体障害者等居宅介護等事業」
 - 「居宅介護支援事業」
 - 「地域包括支援センター受託運営事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
投資有価証券	0	0	0	0
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

8. 担保に供している資産

該当する事項はない。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高

計算書類に対する注記（法人全体用）

平成30年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 藤井寺市社会福祉協議会

建物（基本財産）	0	0	0
建物	0	0	0
構築物	0	0	0
機械及び装置	0	0	0
車両運搬具	8,259,938	7,490,275	769,663
器具及び備品	3,291,888	2,702,396	589,492
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
合 計	11,551,826	10,192,671	1,359,155

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

12. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

13. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

14. 重要な後発事象

該当する事項はない。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

平成30年3月31日をもって訪問・居宅介護事業所を廃止したことに基づき、同事業のサービス区分である「訪問介護事業」、「居宅介護受託等事業」、「身体障害者等居宅介護等事業」の3事業について閉鎖している。